

令和8年度常陸大宮市農業振興対策事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、本市における多様な形態の農業生産活動に対し、市全体の農業振興及び農業者、農業生産団体等の育成を促し、市内全体の農業の活性化を図るため、常陸大宮市農業振興対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金については常陸大宮市補助金交付に関する規則（令和3年常陸大宮市規則第51-2号）に定めるもののほか、この要項に定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 この要項で補助の対象とする事業は、常陸大宮市に住所を有する農業経営者が常陸大宮市内で行う事業であり、事業種目、補助対象者、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を、常陸大宮市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出部数及び提出期限は、市長が別に定める。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(事業の内容変更)

第5条 第4条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の事業内容の変更（別表の重要な変更以外の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第3号）を作成して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更を承認したときは、事業変更承認通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業が期間内に完了しない理由、又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を作成して市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、市長より指示があった場合には、補助事業について、事業遂行状況報告書(様式第5号)を、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付時期は別表の定めるとおりとする。

- 2 補助事業者は、補助金の交付請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長が補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、別表で定める補助金の交付時期より前に、交付決定額50万円以上のものについては90%以内、50万円未満のものについては100%以内の額を概算払いにより交付することができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した補助金概算払申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、補助金の実績報告があったときは、実績報告に係る内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第8号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に対し補助金の交付決定を取消し、又は既に補助金の交付があるときは、補助金の全額若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を目的以外に使用したとき

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(財産の管理及び財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するととも

に、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図るものとする。

- 2 前項の財産については、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、当該財産について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間を経過したときはこの限りではない。

（証拠書類の保存）

- 第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし第12条第2項ただし書きの規定の期間を経過しない場合においては、関係書類を期間内整備保管しなければならない。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

別表 常陸大宮市農業振興対策事業

事業種目	補助対象者	補助対象経費	補助率 (上限)	補助金の 交付時期	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
1. 農業用(普通作物) 機械施設整備事業	認定農業者 認定新規就農者 農業等関係団体 等	普通作物の産地づくりに必要な機械整備を行う事業に要する次に掲げる経費 ①生産性向上に必要な機械 ②生産コストの低減に必要な機械 ③消費者ニーズに対応した産地づくりに必要な機械	1/3以内 (2,000千円)	補助金交付額確定後とする	事業費の30%を超える増減 補助金額の30%を超える増減	(1)事業実施主体の変更 (2)事業の新設又は廃止 (3)施行箇所又は設置場所の変更
2. 農業用(園芸作物) 機械施設整備事業	認定農業者 認定新規就農者 農業等関係団体 等	園芸作物の産地づくりに必要な機械整備を行う事業に要する次に掲げる経費 ①生産性向上に必要な機械 ②生産コストの低減に必要な機械 ③消費者ニーズに対応した産地づくりに必要な機械	1/2以内 (250千円)	補助金交付額確定後とする		
3. 競争力のある産地 づくり事業	農業等関係団体 等	農産物の生産振興を図るために必要な、組織活動に要する次に掲げる経費 ・新規的な取り組み等に要する経費	1/2以内 (250千円)	補助金交付額確定後とする		
4. 6次産業化推進事業	食品衛生法に基づく加工業に必要な許可を有する者	農産物の生産振興を図るために必要な、組織活動に要する次に掲げる経費 ①商品開発に係る経費 ②機械・器具等の購入費用 ※①、②ともに6次産業化に関するものに限る	1/2以内 (500千円)	補助金交付額確定後とする		
5. 中古農機具導入支援事業	定年帰農者等	定年帰農者等の定着及び営農発展を図るために必要な、次に掲げる経費 ・営農準備や経営発展に必要な中古農機具	1/2以内 (250千円)	補助金交付額確定後とする		

※事業種目1において有機農業の推進に向けた取り組みを行うことを選択し事業採択された場合、事業実施年度から3年以内に有機JAS認証を受けなかった場合は補助金を全額返還するものとする。

(様式第1号) 交付申請

番 号
令和 年 月 日

常陸大宮市長 殿

所在地
事業主体名
代表者氏名

常陸大宮市農業振興対策事業費補助金交付申請書
(事業)

標記の事業を下記のとおり実施したいので、常陸大宮市農業振興対策事業費補助金交付要項第3条の規定により、補助金 円を交付されたく申請します。

なお、本申請にあたって、常陸大宮市に納付すべき市税の納税状況について、同市が調査することを承諾します。

記

- | | | |
|------|--|-------|
| 事業種目 | <input type="checkbox"/> 農業用（普通作物）機械施設整備事業 | (様式A) |
| | <input type="checkbox"/> 農業用（園芸作物）機械施設整備事業 | (様式A) |
| | <input type="checkbox"/> 競争力のある産地づくり事業 | (様式B) |
| | <input type="checkbox"/> 6次産業化推進事業 | (様式B) |
| | <input type="checkbox"/> 中古農機具導入支援事業 | (様式C) |

3. 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
国県補助金					
事業主体					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 区分の欄には、購入品目毎に記載すること

4. 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

令和 年 月 日

5. 添付書類

補助金申請時

- ・規約等
- ・設置箇所位置図
- ・見積書
- ・その他市長が必要と認めるもの

実績報告時

- ・実績がわかる写真
- ・領収書等の写し
- ・その他市長が必要と認めるもの

6. 補助金受領の方法

- (1) 直接払
- (2) 隔地払
- (3) 口座振替払

振込先銀行	
預金種別・口座番号	
口座名義（カナ）	

(様式B) 競争力のある産地づくり事業・6次産業化推進事業

1. 事業計画(実績)

事業種目	総事業費	市補助金	事業内容
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計	円	円	

2. 収支予算（精算）

収入の部

(単位：円)

科目	本年度予算額 (本年度精算額)	本年度決算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
合 計				

支出の部

(単位：円)

科目	本年度予算額 (本年度精算額)	本年度決算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
合 計				

3. 添付書類

補助金申請時

- ・規約等
- ・設置箇所位置図（機械導入の場合のみ）
- ・見積書（機械導入の場合のみ）
- ・その他市長が必要と認めるもの

実績報告時

- ・実績がわかる写真
- ・領収書等の写し
- ・その他市長が必要と認めるもの

4. 補助金受領の方法

- (1) 直接払
- (2) 隔地払
- (3) 口座振替払

振 込 先 銀 行	
預金種別・口座番号	
口 座 名 義 (カナ)	

3. 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
国県補助金					
事業主体					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 区分の欄には、購入品目毎に記載すること

4. 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

令和 年 月 日

5. 添付書類

補助金申請時

- ・規約等
- ・設置箇所位置図
- ・中古農機具の見積書
- ・その他市長が必要と認めるもの

実績報告時

- ・実績がわかる写真
- ・領収書等の写し
- ・その他市長が必要と認めるもの

6. 補助金受領の方法

- (1) 直接払
- (2) 隔地払
- (3) 口座振替払

振込先銀行	
預金種別・口座番号	
口座名義（カナ）	

殿

常陸大宮市長

常陸大宮市農業振興対策事業費補助金交付決定通知書
(事業)

令和 年 月 日付けで申請のあった標記事業について、常陸大宮市農業振興対策事業費補助金交付要項第4条の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知する。

記

1. 補助事業の内容 令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容については、申請書記載のとおりとする。
2. 補助金額 円
3. 補助条件
 - (1) 常陸大宮市が実施する農業振興を図るための事業については、これに協力するものとする。
 - (2) 補助事業者は、常陸大宮市補助金等交付に関する規則、常陸大宮市農業振興対策事業費補助金実施要領、令和8年度常陸大宮市農業振興対策事業費補助金交付要項に定めるところに従わなければならない。
 - (3) 当該補助記事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理すると共に、補助金交付の目的にしたがって、効率的な運営を図らなければならない。
 - (4) 補助事業者は、補助事業に係る文書、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
ただし、当該補助記事業により取得し又は効用の増加した財産については、処分年月期間を経過しない場合においては、関係書類を整備保管しなければならない。
4. その他
 - (1) 補助事業の目的に反して使用してはならない。
 - (2) 常陸大宮市補助金等交付に関する規則等及び補助条件に違反した場合は、補助金交付決定の取り消し又は返還を命ずることがある。
 - (3) 市長が必要があると認めた場合は、立入り検査を行う。

(様式第3号) 変更承認申請

番 号
令和 年 月 日

常陸大宮市長 殿

所在地
事業主体名
代表者氏名

常陸大宮市農業振興対策事業変更承認申請書
(事業)

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり変更したいので、常陸大宮市農業振興対策事業費補助金交付要項第5条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

注) 1 記の記載様式は、様式第1号の記に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、変更前と変更後が安易に比較対象できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

2 補助金の額が増額する場合は、別に市長が指示をする。

(様式第4号) 変更承認通知

番 号
令和 年 月 日

殿

常陸大宮市長

常陸大宮市農業振興対策事業変更承認通知書
(事業)

令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった標記事業について、常陸大宮市農業振興対策事業費補助金交付要項第5条第2項の規定により、下記のとおり承認したので通知する。

記

1. 変更内容 令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった事業とし、その内容については、申請書記載のとおりとする。
2. 補助金額 円

(様式第5号) 遂行状況報告

番 号
令和 年 月 日

常陸大宮市長 殿

所在地
事業主体名
代表者氏名

常陸大宮市農業振興対策事業遂行状況報告書
(事業)

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった標記事業の
令和 年 月 日現在における遂行状況について、常陸大宮市農業振興対策事業費
補助金交付要項第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業種目	年間計画		月 日現在実施状況		月 日以降実施予定		備考
	事業費	出来高	事業費	出来高	事業費	出来高	
	円	%	円	%	円	%	

(様式第5号) 概算払申請

番 号
令和 年 月 日

常陸大宮市長 殿

所在地
事業主体名
代表者氏名

常陸大宮市農業振興対策事業費補助金概算払申請書
(事業)

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった標記事業について、常陸大宮市農業振興対策事業費補助金交付要項第8条第4項の規定に基づき、補助金 円を概算払により交付されたく請求します。

記

1. 概算払いの理由

2. 内訳

事業種目	補助金交付決定額		概算払請求額		残額		事業完了 予定月日	備考
	事業費	出来高	事業費	出来高	事業費	出来高		
	円	%	円	%	円	%		
合計								

3. 補助金の受領方法

- (1) 直接払
- (2) 隔地払
- (3) 口座振替払

振込先銀行	
預金種別・口座番号	
口座名義 (カナ)	

(様式第7号) 実績報告

番 号
令和 年 月 日

常陸大宮市長 殿

所在地
事業主体名
代表者氏名

常陸大宮市農業振興対策事業費補助金実績報告書
(事業)

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり実施したので、常陸大宮市農業振興対策事業費補助金交付要項第9条の規定によりその実績を報告します。

(注) 様式第1号の記載要領によること。

(様式第8号) 額確定通知

番 号
令和 年 月 日

殿

常陸大宮市長

常陸大宮市農業振興対策事業費補助金額確定通知書
(事業)

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった標記事業について、
常陸大宮市農業振興対策事業費補助金交付要項第10条の規定により、下記のとおり補助金
の交付する額を確定したので通知する。

記

事業種目	補助金交付確定額
合 計	

(様式第9号) 交付決定取消通知

番 号
令和 年 月 日

殿

常陸大宮市長

常陸大宮市農業振興対策事業費補助金交付決定取消通知書
(事業)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した標記事業について、下記の理由により全部又は一部を取り消すことに決定したので、常陸大宮市農業振興対策事業費補助金交付要項第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 補助金の交付決定取消額 円
2. 交付決定取り消しの理由